川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動 法人を定める条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年 2 月13日提出 川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動 法人を定める条例の一部を改正する条例

川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人 を定める条例(平成24年川崎市条例第53号)の一部を次のように改正する。

別表6の項中「川崎市多摩区中野島6丁目29番1号新多摩川ハイム4号棟 101」を「川崎市多摩区菅仙谷1丁目10番40号」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

## 参考資料

## 制定要旨

個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地の変更に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。